

場管理人ト會見之ヲ提出シ工場側ニ於テハ全日午後三時後記回答ヲ與ヘタルニ職工等ハ協議ノ上廿七日更ニ會見スベシトテ一同退場セリ

即廿七日午前九時湊七郎外四名ト岩田管理人ト工場至務所ニ於テ會見前日ノ回答糸項中解雇手當ハ尙増額セラレタシト懇願シタルニ管理人ハ然ラハ更ニ予告手當トシテ十四日分ヲ支給スルニヨリ解決セラレタシト懇談シ代表者ハ之ヲ諒トシ一先會見ヲ終リ工場内ニ於テ一同ニ報告シタルニ大勢解決ニ賛成代表者ハ工場側ノ提案ニ賛成ノ旨管理人ニ回答シ茲ニ無事解決セリ

記

## 一、要求事項

- (一) 勤續ヘケ年未滿ハ九十日分ヲ支給シ一ヶ月毎ニ十日分ヲ累進加算スル事
- (二) 請負賃銀作業者ニハ常備給ノニ割附加シテ計算スルコト
- (三) 解決日迄日給金額ヲ支給スル事

## 二、回答事項

- (一) 勤續一年未滿ハ五十日分
- 〃 〃 以上ハ六十五日分
- 〃 〃 二年以上ハ八十日分
- 〃 〃 三年以上ハ九十五日分
- 〃 〃 五年以上ハ百二十日分
- (二) 前項手當金ニ於テ請負作業者ト常備者ト區別ヲ為サズ